

荒神宮別当今井家系略記

此の家系略記は二十一代今井隼人兼文の書き残した文書を原文通りに転記

祖先

今井藏人豊成  
治承四年源義仲依田表出軍に従属したが有故て諏方形方に潜居して●石と伴称す後今井に復す今井兼平の二男、中三権頭の孫

二代

今井兼信、幼名共若、藏人豊成の長子以下十四代まで世代の儀古書焼失により不詳

十四代

今井伊勢守兼近、豊成の裔孫武田信玄に従属す

十五代

今井伊賀守兼森  
弟長次郎兼春元和元年大阪城にて討死

十六代

今井小四郎集信

十七代

今井伊賀守義訓養子継家系

十八代

今井豊秋  
名字を八木沢と称す暫にして旧姓に復す  
吉田家許状存在写し通り

十九代

今井駿河巫女  
但女戸主、巫女の許状存在即移し通り

二十代

今井彦右エ門兼則  
吉田家許状存在写し通り

二十一代

今井隼人兼文  
但此世代の文化八年荒神宮社殿並自宅一切焼失

二十二代

今井隼之介包春  
吉田家許状在神祇管領より木綿手纏の許を受く

二十三代

今井隼人中原兼興  
文化年間に焼失の荒神宮の本殿及び附属の建造物の再建を計り名工竹内八十吉宣吉の設計施工により造営に着工す安政二年二月なり

二十四代

今井彦右エ門  
社殿再建に努めたが若年死去

二十五代

今井隼之介  
再建費募集のため旧縁故者の多い群馬県吉井町多胡富岡下仁田各地に出張募金に努む

※読めない文字は●としました。

※「馱」の下に「石」の文字とのだが、そのような文字は見つからず。

二十六代	今井彦七 再建費調達のため群馬県藤岡に滞在中 明治二十一年二月同地に於いて客死す	
二十七代	今井増太郎 明治十七年二月死去、二十四才、女二人みつ、いし	
二十八代	今井石太郎 別家今井万兵衛子、増太郎死去により本家に 入り家職を継ぎ本社再建に尽くす。子やい 二十六代より祭事は雇神職宮下祇憲行ふ	※行末の「い」は「以」 の崩し文字
二十九代	今井源吉、正美と称す。妻みつは増太郎の女 明治三十年今井家養子家職を継ぎ神職として 荒神宮の諸祭事を復興して神徳の普及 信従講中の結集に努めて年毎に信仰者の増加の 多きを計って本宮の興隆に尽した功績多しと 云ふ	

○ 武田信玄の孫、木曾義訓今井家養子のこと  
文化八年二月荒神宮大火の時の当主今井隼人の  
文書に曰く、武田信玄の三女木曾義昌に嫁ぎ長子は  
大阪城にて討死義春と称す二男義通は佐久に  
住す三男義訓は巴系を継ぎ今井別当家十七代  
養嗣家職を継ぐ  
(別紙文化八年六月今井隼人文書)

附記 此の家系略記は文化の大火に荒神宮別当宅  
其他一切の建物と財物を焼失のため調査の為  
見るべき頼るべき何物もなく只火災時の当主の  
書き残し文書と其後の文書と郡史によって不備乍  
ら概要を家系略記とする。 武雄

昭和六十三年三月 三十代今井記す  
注：「三十代今井」とは今井正昭氏の父、現神職貴美氏の祖父

小泉郡史に記載された今井家のこと  
一、長享二年諏方神社花会御頭定に上田荘の御禮符五貫六百六十にて候を是へ三貫三百動足持来候使弥三郎代官今井重春同小宮山云々  
(小泉郡史 武家の代五章)

※この記述は『小泉郡史』三八九ページにあります。

※「代」はママです。

一、寛永年門郡絵図に小牧村西方に今井伊賀守居る云々  
(小泉郡史 氏族の蕃衍第三章)

※「門」は「間」の間違いと思われます。

一、宝永三年請取方上田御所替覚書帳巻冊  
内●宗中御屋敷  
客分今井伊賀守 神社と明記有

(上田藩記第八号  
小泉郡史 氏族の蕃衍第三章)

※「第」は略字体

### 焼失寶

木曾家蕉臣連名  
代々系圖  
軍学書  
信長より義兼に出軍依頼書  
信玄之繪像 直筆書面  
義仲鎧大刀短刀守袋書送り荒神様之願書  
全テ七品  
義兼鎧大刀伊勢守鎧大刀伊賀守●之鎧  
此多三百鎧品寶物焼失ス

卷物三卷 ● 卷  
二拾 冊  
一通  
全二五通

義仲稚駒千代丸ハ二男ニシ  
成長シテ左馬守義守号ス代々木曾谷住ス拾八代義昌迄之間木曾上田沢と在を義昌を三男木曾与惣治義通兄●義春云大坂討死ス義昌之母は信玄之一娘を●義昌ニ嫁シ多リ義通ハ信玄之孫ニシテ今井伊賀守義訓ト兄弟ナリ文化頃佐久に住す  
今井系図写木曾系圖本書ハ  
佐久郡天神森村小林家に有

文化八年六月廿四日  
今井隼人兼文